

補助金申請手続きの流れ（土砂災害対策改修補助金）

手続き	内 容
事前協議・申込み ↓ 申込み多数の場合、抽選 ↓ 補助金の交付申請 ↓ 補助金の交付決定 ↓ 土砂災害対策改修工事の実施 ↓ 改修工事の完了報告 ↓ 改修工事の内容審査及び補助金額の確定 ↓ 補助金の交付	補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①補助事業申込書 ②既存住宅・建築物の位置図 広島市都市整備局建築指導課までお問い合わせください。 下記の補助申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書 ②登記事項証明書など既存住宅・建築物の所有者が分かるもの ③納税証明書（市税の滞納がない旨の証明） ④既存住宅の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図などの図面、構造検討書及び現況外観写真 ⑤既存住宅の建築時期が分かる書類 ⑥改修計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを建築士が証した書類 ⑦確認済証（確認申請が必要な場合） ⑧土砂災害対策改修に要する費用の見積書 ⑨建築士の免許証 ⑩課税事業者届出書（消費税の課税事業者である場合） ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 （全体設計承認申請書など） 市から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから改修工事に関する契約を結んでください。 令和8年2月末日までに完了するよう改修工事を実施してください。 ※令和8年2月末日までに完了しない場合は、全体設計承認申請をしておく必要があります。 改修工事完了後、40日以内（かつ令和8年2月末日まで）に完了実績報告書を提出してください。 ①補助事業等実績報告書 ②土砂災害対策改修工事施工報告書及び工事中的の写真 ③土砂災害対策改修後の外観写真 ④検査済証（確認済証の交付を受けた場合） ⑤土砂災害対策改修工事の契約書 ⑥土砂災害対策改修工事費の請求書又は領収書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 市で、改修工事が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をしますので、請求書を提出してください。 市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。

≪お問い合わせ先≫ 広島市都市整備局指導部建築指導課
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
 TEL：082-504-2288 FAX：082-504-2529
 Eメール：kenchiku@city.hiroshima.lg.jp